

～防火対象物関係者の皆様へ～

風水害、地震等の災害に伴う長時間停電における防火対策について

風水害、地震等の災害により、長時間の停電が継続する場合に、下記の事項について、ご注意ください。電源を必要とする消防用設備は、非常電源の許容を超えて、停電が続くと、いざという時に作動しなくなります。非常電源として、自家発電設備がある場合は、機能の確保に努めるとともに、消防用設備等が作動しなくなる場合に備えて、火災予防対策の徹底をお願いします。

1 停電が長時間継続し、消防用設備等が作動しない場合に備えた対応

(1) 消火設備

消火器等の設置場所及び使用方法を確認、不活性ガス消火設備等の自動消火設備については手動による放出操作手順を確認してください。

(2) 警報設備

ア 巡回等により、こんろ、その他火気使用設備・器具の火元の警戒を行い火災の早期発見、周知及び連絡体制を確保してください。

イ 自動火災報知設備の中には、長時間停電することにより予備電源の容量が低下すること等により異常警報を発するものがあるため、これらの警報音が作動した場合における対処方法を点検事業者等に確認してください。

(3) 避難設備

避難誘導體制及び避難経路を確認してください。

2 自家発電設備の機能の確保

消防用設備用の非常電源としての自家発電設備は、必要な燃料の確保に努めるとともに常用電源復旧後、直ちに運転を停止し、燃料補給等により火災発生時の機能に支障のないよう措置してください。

3 その他の一般事項

(1) 火気管理の徹底

火気の使用は十分に注意し、電気こんろや電子レンジ等の電子機器の使用中に停電した際は、スイッチを切る等の措置を講じてください。

(2) 119 番通報体制の確保

IP 電話や FAX 機能付きの一部の電話機では、停電により使用不能となっているものがあるため、予め確認し確実な 119 番通報体制を確保してください。

(3) 避難経路等の確保

停電により電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能とならないよう、あらかじめ避難経路又は消防隊進入経路を確認し、通行ができるよう対策を講じてください。

(4) 停電時におけるエレベーターや遊具等の使用制限

停電時に停止する電気を動力とするエレベーターや遊具等については、計画停電等により停電が発生する可能性が高い場合には予め使用を制限してください。

